

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄		第 34 回沖縄振興開発 金融公庫債券 (サステナビリティボンド)	債 券 の 総 額	金 10,000 百万円
記名・無記名の別		—	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各債券の金額		1,000 万円	申 込 期 間	令和 7 年 10 月 10 日
発行価格		額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利 率		年 1.830%	払 込 期 日	令和 7 年 10 月 17 日
利 払 日		毎年 6 月 20 日 及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限		令和 17 年 10 月 19 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法		一般募集		
利 息 支 払 の 方 法		利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、令和 8 年 6 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月及び 12 月の各 20 日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から令和 7 年 12 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法		1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 17 年 10 月 19 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保		本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供 制 限	該当事項なし(本債券は一般担保付きであり、財務上の特約は付されていない。)		
	その他の 条 項	該当事項なし		
摘 要		1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当公庫は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)から AA+信用格付を令和 7 年 10 月 10 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。		

摘 要

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I:電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規定の適用を受ける。

3. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。)は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当公庫及び募集の受託会社との間の令和 7 年 10 月 10 日付第 34 回沖縄振興開発金融公庫債券(サステナビリティボンド)募集委託契約証書に定める事務を行う。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当公庫が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 50 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当公庫が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当公庫の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当公庫又は当公庫が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当公庫が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当公庫は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当公庫は、当公庫本店に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

摘 要

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当公庫又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項を公告する。債権者集会の招集は、当公庫及び募集の受託会社にこれを通知する。
- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 本項(5)の規定にかかわらず、当公庫は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 本項(7)の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
 - ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③ 決議が著しく不公正であるとき
 - ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当公庫は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当公庫と募集の受託会社が協議して定め、本欄第6項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当公庫の負担とする。

9. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務

- (1) 当公庫は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当公庫の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公庫に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

10. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託」に記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
債券の引受け	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,800	1. 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、額面100円につき30銭とする。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,800	
	SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,800	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300	
	計		10,000	
債券発行事務の委託	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000 百万円	35 百万円	9,965 百万円

(2) 手取金の使途

沖縄振興開発金融公庫法第19条に定める業務の原資に充当されます。

当公庫は、ICMA(国際資本市場協会:International Capital Market Association)が定めるグリーンボンド原則2021、ソーシャルボンド原則2021、サステナビリティボンドガイドライン2021及び環境省が定めるグリーンボンドガイドライン2022年版の定める4つの核となる要素に基づくサステナビリティボンド・フレームワークにより、サステナビリティボンドを発行します。本フレームワークについては、ICMAが定める各原則及びガイドラインに適合する旨、第三者評価機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。

【参考】セカンドパーティ・オピニオン（発行者:DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社）

<https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/autoupload/2024/11/1730962294.pdf>

【サステナビリティボンド・フレームワーク概要】

①調達資金の使途

本フレームワークに基づく調達資金は、沖縄振興開発金融公庫法第19条で定める業務に充当され、社会・環境的な課題解決に貢献します。セカンドパーティ・オピニオンにおいて、当公庫の事業そのものが、サステナビリティプロジェクトであると位置づけられましたので、サステナビリティボンドにより調達した資金の使途は、当公庫が行うすべての事業を対象として充てたいします。

適格カテゴリーは以下のとおりです。

適格カテゴリー

ソーシャルカテゴリー
産業開発資金、中小企業資金、生業資金、生活衛生資金、農林漁業資金、医療資金、住宅資金、出資

グリーンカテゴリー（※ソーシャル適格カテゴリーのなかでグリーン性を持つ事業を抽出。）
沖縄自立型経済発展、環境・エネルギー対策貸付、赤土等流出防止低利、林業基盤整備資金、省エネ貸貸住宅融資、カーボンニュートラル推進投資利率特例制度

②プロジェクトの評価と選定プロセス

当公庫のガバナンス体制は、以下により構成されています。

I. 法に基づくもの：当公庫の予算は国会の議決を得ており、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出されます。また、主務大臣の監督・検査に加え、2003 年度からは金融庁検査も導入しています。更に、沖縄振興開発金融公庫運営協議会を通じ、業務運営に現地の意向を反映しています。

II. 内部管理：当公庫は、各年度業務運営方針を策定しています。役員会では重要事項を審議し、必要な際は監事が理事長又は主務大臣に意見を提出します。また、監査室を設置し内部監査の独立性を確保しています。更に、統合リスク管理委員会を設置しリスク管理体制を、「法令等の遵守に関する規程」を制定しコンプライアンス体制をそれぞれ整備しています。

③調達資金の管理

沖縄振興開発金融公庫債券の調達資金の経理区分、資金使途の適切性は、会計検査院の検査・監事による監査等の仕組みにより、常時点検・確認されています。

④レポーティング

本フレームワークの適格カテゴリー実施による社会・環境的課題の解決に関するインパクト・レポーティングや、サステナビリティボンドでの調達資金の充当状況等は、当公庫のウェブサイトにて年次で開示する予定です。